## 監査結果公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定による請求 について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成14年4月22日

 四日市市監査委員
 伊藤靖彦

 同金森廣二

 同水野幹郎

# 第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成14年3月1日
- 2 請求人 四日市市在住 小川 政人
- 3 請求の要旨(監査請求書原文のまま)

四日市市(以下「市」という。)が四日市市生活環境公社(以下「公社」という。)と平成12年4月1日に委託契約を交わした新富洲原ポンプ場他8ケ所運転管理業務委託に基づいて、市が支払った金1億1,053万7,700円の返還請求。

公社は、平成12年9月11日の集中豪雨により、上記委託業務である豊栄ポンプ場の管理に つき

- (1)大雨洪水警報を無視して、株式会社ウェザーニューズによる当日の午後の予測最高雨量時間 あたり30ミリメートルを採用したため、富田地区に多大な損害を与えた。実際は時間あたり 120ミリメートルである。
- (2)また、公社は、豊栄ポンプ場に常時要員を配置することなく、新富洲原ポンプ場他8ヶ所のポンプ場を集中管理する管理室に同日の午後の職員配置で1人しか配置しなかった。そのため職員が除塵作業を行えば、無人となり、豊栄ポンプ場からの「高水位警報」が鳴ったときには管理室は10分間以上の無人状態が続いた。これらは、委託契約書第12条及びポンプ場運転管理操作要領第9条に違反する。

よって、公社は、四日市市に対し、上記の業務委託契約法に基づき、損害賠償金として、平成12年度の業務委託料を返還せねばならない。

また、市長は公社に上記業務委託契約に対する契約不履行があったにもかかわらず、業務委 託料を支払った責任は重大である。公社より返還がない場合には、市長は市に対して同額の損 害賠償金を支払うことを求める。

4 請求の受理

本件措置請求について、平成14年3月1日付けで受理した。

### 第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成14年3月25日に法第242条第5項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象部局の弁明

平成14年3月20日付で四日市市長から弁明書が提出された。

### 3 監査の方法及び対象事項

請求人から提出された監査請求書及び四日市市長から提出された弁明書を平成14年4月5日 及び平成14年4月15日に本件措置請求が法第242条第2項に該当するかの認否について審査した。

#### 4 事実関係

本件にかかる事実関係は次のとおりである。

- ア 委託契約書の事実について
- (1)市が公社と平成12年4月1日に新富洲原ポンプ場他8ケ所運転管理業務委託の委託契約書を交わしている。
- (2)委託期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日となっている。
- (3)委託料は通常時の業務(総額契約) 110,537,700円
  - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,263,700円)

非常時の業務(単価契約) 2,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 95円)

土砂処分業務(単価契約)1車あたり4トンダンプ 21,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,000円)

ごみ分別業務(単価契約)10キログラムあたり 115円

- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5円)
- (4)委託料の支払方法 部分払の回数11回以内及び完了払となっている。
- イ 公金の支出状況について

ポンプ場運転管理業務委託料は、業務委託契約書第8条により、毎月ポンプ場運転管理報告書 (ポンプ場運転月報、毎日の作業日誌、宿直日誌、機器日常点検表、運転日報、樋門内燃力発電 所運転日誌)が公社から市へ提出され、市はこれにより履行確認し、毎月、分割支払いされて いる。

月 分	支 払 額	確認日	支 払 日(年は平成)
4月分	9 , 4 1 2 , 1 8 5 円	12年 5月 1日	12年 6月 1日
5 月分	9 , 6 2 2 , 4 7 5円	12年 6月 1日	12年 7月14日
6 月分	9 , 4 4 3 , 1 4 5円	12年 7月 4日	12年 8月 7日
7月分	9 , 4 7 6 , 2 1 0 円	12年 8月 4日	12年 8月28日
8月分	9 , 5 3 2 , 6 8 0 円	12年 9月 1日	12年10月16日
9月分	10,302,185円	12年10月 2日	12年11月17日
10月分	9 , 6 9 4 , 8 9 0 円	12年11月 1日	12年12月 4日
1 1月分	9 , 4 7 9 , 5 4 0 円	12年12月 1日	1 2 年 1 2 月 2 0 日
1 2 月分	9 , 4 6 1 , 4 1 5 円	13年 1月 4日	13年 2月 1日
1月分	9 , 4 0 7 , 3 2 0 円	13年 2月 5日	13年 3月 1日
2 月分	9 , 3 8 5 , 5 2 5 円	13年 3月 6日	13年 4月 4日
3 月分	9 , 4 8 1 , 8 2 5 円	13年 3月31日	13年 4月18日

### 第3 判 断

損害賠償を求める本件措置請求は、本件委託契約に基く前掲の4.事実関係イの ないし の

各支出についての請求はこれを却下し、その余は棄却する。

#### 理由

1 住民監査請求について、法第242条は地方公共団体の長又は職員の財務会計上の違法又は不当な行為を防止是正することを目的とするものである。

上記の財務会計上行為を1)公金の支出、2)財産の取得、3)財産の管理、4)財産の処分5)契約の締結、6)契約の履行、7)債務その他の義務の負担、8)財産の管理を怠る事実、と以上個別的に列挙しているところから、それぞれ独立してその財務会計行為ごとに個々に違法不当が判断されなければならない。

また、同様に法第242条第2項においての住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは提議することができないとの規定適用においても、財務会計行為ごとに個々に適用されなければならないところである。本件委託契約は平成12年4月1日に契約され、前掲の4.事実関係イのごとくからまでそれぞれ支出されている。

以上により、判断するに、

- (1)本件委託契約は平成12年4月1日に契約されており、請求人の主張する損害賠償請求の原因行為たる契約不履行日は平成12年9月11日であり、当該監査請求日は平成14年3月1日であるところから、それぞれ請求期限は既に徒過している。
- (2)同様に、前掲の4.事実関係イに記載したごとく、公金支出は から まで12回それぞれ に財務会計行為が独立してなされたこととなる。このことから から までの公金支出行為分に ついては、当該監査請求が平成14年3月1日であるところから請求期限はそれぞれ既に徒過している。

本件委託契約に基づく各支出は、四日市市会計規則に基づき適法に支出され、また、本件は予算に計上され、平成13年10月の市議会において決算の承認議決がなされていることからも当該行為が秘密裡になされたとの事情は存しない。また、請求人は、平成12年4月1日の業務委託契約書に係る委託料の返還の訴えを提起していることや天災地変等による交通途絶などもなく本件委託契約に基づくないしの支払日から1年以内に住民監査請求をすることは十分可能であり、本件委託契約に基づく前掲ないしの各支出については、法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」があると認めることはできない。

よって、本件委託契約に基づく前掲 ないし までの各支出については監査請求の期間を徒過しており、不適法であるので却下する。

2 その余の から まで、即ち平成13年3月1日から平成13年4月18日までに係る支出分については、本来財務会計行為の違法性、損害の有無は、前述のごとく個々の行為ごとに判断すべきであるところから、請求人のいう損害賠償責任を問うことができるのは、例えそれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてなされた支出行為に財務会計上違法なものがある時に限られるところである。

この点当該支出は、公社との契約上の債務履行確認を毎月ごとに行っており、財務会計法規上 適法に支出され、違法な支出とは認められない。

よって、ないしの支払いに係る本件監査請求は理由がないものとして棄却する。